

3 育英短期大学GPAに関する規則

(平成28年3月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、育英短期大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績平均値。以下「GPA」という。)制度の運用に関し、必要な事項を定め組織的な学修の成績評価を行い、学生の学習への意欲の増進や履修指導の促進を図るとともに評価基準の明確化や厳格な成績評価に寄与するものとする。

(成績の評価とGP)

第2条 育英短期大学学則第20条に定める試験等の評価(以下「成績評価」という。)に与えられる数値(グレード・ポイント。以下「GP」という。)は、次表のとおりとする。

評語	評価点	GP
S	100～90点	4
A	89～80点	3
B	79～70点	2
C	69～60点	1
D	59～ 0点	0
不可確定 (F)		
評価不能 (H)		
欠席過多 (K)		

(GPA対象科目)

第3条 本学の教育課程で開講する全ての授業科目をGPAの対象科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 認定の評価を受けた科目
- (2) 卒業要件単位に算入しない科目
- (3) その他、GPA算出除外科目として教授会で定められた科目

(GPAの種類と算定方法)

第4条 GPAは、次の各号に定める方法により算定する。ただし、算定値は小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(1) 学期GPA

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた評価対象科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

(2)通算G P A

$$\text{通算G P A} = \frac{(\text{在学期間に評価を受けた評価対象科目のG P} \times \text{当該科目の単位数})\text{の総和}}{\text{在学全期間に評価を受けた全評価対象科目の総単位数}}$$

(G P A算定期日の取扱い)

第5条 G P Aの算定は、学期ごとに指定された期日（前学期にあつては9月1日、後学期にあつては3月1日を原則とする。以下「G P A算定期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

(G P A算定対象科目の履修の取消し)

第6条 G P A算定対象科目について、履修登録をした授業科目であっても履修取消し期間内に限り、履修の登録を取り消すことができる。

- 2 履修取消期間内に取消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにG P A算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不可となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、病気、事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(再履修の取扱い)

第7条 再履修により単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数をG P A算定に算入するものとする。

- 2 当該科目について過去に得た評価及び単位数はG P A算定から除外しない。

(G P Aの通知)

第8条 G P Aの学生及び保証人への通知は、W e bシステム、成績通知書で行うものとする。

- 2 通算G P Aは、成績証明書に記載するものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月28日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年3月22日に制定し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月26日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。